

# 会社経営者・労務担当の方にオススメします

平成23年8月



弁護士法人

**新潟第一法律事務所**

Niigata Daiichi Law Office

新潟市中央区新光町10-2 技術士センタービル7階

【お問い合わせ・お申込み先】

025-280-1111 (代表)

## ミニ・セミナー「元従業員による同種事業立ち上げにまつわる法的問題」のご案内

拝啓 盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所では、昨年秋から毎月1回、少人数参加でテーマを絞ったミニ・セミナーを開催しております。

9月開催の第13回目は、退職した従業員が同業の会社を起業するなどし、不安を抱えている方、また、今後そのような可能性が想定される方も、本セミナーを是非ご利用頂き、備えを万全にしましょう。

申込ご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、ファクシミリにて9/15(木)までにご返送下さい。なお、限定15名様(先着順)となっておりますので、万一定員に達した場合には何とぞご容赦下さい。また、お問い合わせ等はお気軽に上記連絡先までお電話下さいますようお願い申し上げます。 敬具

〈講師〉 弁護士 橋 里香

〈開催日〉 平成23年9月20日(火)

〈時間〉 午後3時～4時 (終了後、個別のご質問等を受け付けます。)

〈会場〉 技術士センタービル8階 B会議室 (新潟市中央区新光町10-2)

〈参加費〉 2,000円(税込み) (当日会場にて申し受けます。)

今後の予定

10月18日(火) 午後3時～ 「“下請けいじめ”を受けていませんか? ～下請法の定める取引ルールとその活用～」

講師: 弁護士 海津 諭 (燕三条事務所所属)

FAX (025) 280-1552 【元従業員による同種事業立ち上げにまつわる法的問題 セミナー申込用紙】

事業所名	(紹介者)		
ご参加者氏名 (お役職)	( )		
ご住所	(〒 - )		
お電話	( ) -	FAX	( ) -
質問事項 (お聞きになりたいことがあれば ご記入下さい)			